

# 大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳◆

## 第35回 「業界の裏ルール」

中国では、今でもプロパンガスを使って炊事をしている地域があります。北京でも自転車の横にボンベをくくりつけて、バランスをとりながらゆっくり漕いでいる光景がたまに見られますが、今年5月以来、ガス爆発事故が多発している現状があります。そして、ガス爆発事故が幾度となく発生する背景には、「業界の裏ルール」という甘い誘惑が存在するからです。

一部の企業は、より多くの利益を得ようと、プロパンガスの中にジメチルエーテルを混入して販売しています。ジメチルエーテルを長期間使用するとガスボンベとガスコンロの間のゴムホースを腐食させ、ガス漏れを起こす危険があることをよく承知しながら、このような行為をしているのです。

今年に入ってから、中国全土ですでに数十件の爆発事故が発生し、多くの死傷者が出ています。報道によれば、5月30日午前、北京市政府委員会は、市政局、工商局、安全監督局などの部門と合同で、プロパンガス企業に対しジメチルエーテルの混入について事情聴取を行い、北京市内の合計13社の液化天然ガス充填所を営業停止処分にしたとのことです。

では、何が業界の裏ルールなのでしょう。日々の生活に欠かせないプロパンガスでさえ、命の安全を無視して安価なものを選ぶことが裏ルールなのでしょう。それは、経済的な利益のためにジメチルエーテルを混入することが裏ルールなのです。ジメチルエーテルを使用すると、正規の純性液化天然ガスを使用する場合と比べ50%以上もコストダウンでき、これは腹黒い経営者にとってみれば、実に美味しい話です。

国家品質検査総局が公布した「ガスボンベ充填に関する問題についての通知」には、ガスボンベにジメチルエーテルを充填して使用してはならないと明確に規定されています。しかしながら、一部の中小企業や個人経営企業にとって利益という甘い誘惑が、厳格に禁止している行政規定さえ無視させるのです。業界関係者は、監督管理がしっかりと行われていれば、上記のような爆発事件は根本から防ぐことができたのでは、との見解を示しています。「都市ガス管理条例」は、事件を起こした者に対し、最高10万円の罰金および行政

処分を科すことができると規定しているほか、情状が著しく重い場合、燃料ガス営業許可を剥奪し、損失をもたらした場合には、法に基づいて賠償責任を負うと規定されています。

法が存在しても従わず、法を知らずに法を犯かすという意識が蔓延することが最も恐ろしいことではないでしょうか。

再びこうした企業の裏ルールについて考えてみましょう。中国ではどんな業界にも裏ルールが普遍的に存在しているのでしょうか。巨大な中国市場において競争するには、必ず学ぶべきものなのでしょうか。これらの裏ルールを理解しなければ、本当に中国国内で販売活動を展開することは難しいのでしょうか。さらに、どの程度これを理解し、どのように利益の誘惑に対抗すれば良いのでしょうか。こうした課題が、中国において良心的に競争に参加しようという世界の企業の前に絶えず立ちちはだかっています。

法律に違反せずに多くの利益を得ることは、社会的責任のある企業であれば、誰もが従うべき行動原則です。この点が守られてこそ、競争力のある持続的な発展が保証されるのではないのでしょうか。

### <筆者紹介>

大地法律事務所海外部

住所(北京):北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京):(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所:山東省青島市香港中路36号招商大廈1709室

電話:(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所:東京都千代田区紀尾井町3-19紀尾井町コートビル402号室

電話:(03) 6272-9201

HP:<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail:[xionglin@aaalawfirm.com](mailto:xionglin@aaalawfirm.com) (全国)

The Daily NNA

トライアル受付中!

食品・医薬 ニュース